

3. 行財政改革

1 法人実効税率の引下げに係る国の責任による対応及び代替財源の確保

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 財務局・総務局・主税局)

今後、更に法人実効税率を引き下げる場合には、国の責任において行うこととし、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

<現状・課題>

地方法人課税は、産業振興、雇用対策、警察・消防のほか社会資本の整備など、企業の生産活動を支える公共サービスに必要な財源を賄うため、法人に応分の負担を求めるものであり、地方の重要な基幹税として不可欠なものである。

特に、税収に占める法人二税の割合が高く、地方交付税による財源保障を受けることができない都は、代替財源を伴わない税率引下げにより大きな影響を受けることとなりかねない。

平成 28 年度税制改正においては、成長志向の法人税改革の一環として、平成 30 年 4 月 1 日から、法人実効税率が 29.74 パーセントまで引き下げられたが、引下げと併せて課税ベースの拡大などが行われ、代替財源の確保が図られた。

これらを踏まえれば、今後、更なる実効税率の引下げを行う場合には、その対応は国の責任において行われるべきであり、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないよう、確実に代替財源を確保すべきである。

<具体的要求内容>

今後、更に法人実効税率を引き下げる場合には、国の責任において行うこととし、税率引下げによる地方自治体の減収については、代替財源を確実に確保し、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

2 都区財政調整の財源に係る過誤納還付金の取扱いの見直し

(提案要求先 総務省)
(都所管局 総務局・財務局)

都区財政調整制度における特別区財政調整交付金について、調整税の収入額から過誤納還付金を控除した額を交付金の原資とするよう、法令の規定を整備すること。

<現状・課題>

都区財政調整制度において、都が特別区に交付する特別区財政調整交付金の原資は、地方自治法・同法施行令により、調整税（都が徴収する市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税）等の収入額の一定割合とされている。

一方、調整税に係る過誤納還付金は、都の歳出予算として経理されるため、その影響額が交付金の算定上反映されていない。

また、還付金額が多額に上っており、都財政に深刻な影響を与えているものである。

<具体的要求内容>

特別区財政調整交付金の原資については、実態に見合ったものとなるよう、調整税の収入額から過誤納還付金を控除した額を交付金の原資とするように規定の整備を行うこと。

参 考

【調整税に係る過誤納還付金の推移】

年度	過誤納還付額	うち特別区の配分割合
		に相当する額
19年度	219億円	120億円
20年度	356億円	196億円
21年度	759億円	418億円
22年度	228億円	125億円
23年度	211億円	116億円
24年度	216億円	119億円
25年度	163億円	90億円
26年度	162億円	89億円
27年度	184億円	101億円
28年度	122億円	67億円
29年度	227億円	125億円
30年度	151億円	83億円
元年度	164億円	90億円
2年度	245億円	135億円
3年度	86億円	47億円
4年度	143億円	79億円
5年度見込み	230億円	127億円

※ 特別区の配分割合：12～18年度…52%、19～元年度…55%
令和2年度以降…55.1%

3 社会保障の充実など制度創設及び見直しに伴う 国の責任による確実な財源の確保等

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 財務局)

- (1) 社会保障の充実に要する経費については、地方交付税による措置ではなく、国の責任において全ての自治体に対し確実に財源を確保すること。
- (2) 国策による制度の創設や見直しにより、費用や減収が生じる場合には、国の責任において確実に財源を確保すること。
- (3) 具体的な制度設計等に当たっては、地方の意見を十分に踏まえたものにするため、国から地方に対して協議を行うこと。
- (4) 地方に対して、既存事業との関係等を明確に示すとともに、早期の情報提供を行うこと。

<現状・課題>

社会保障・税一体改革により、消費税率及び地方消費税率の引上げによる増分は、子ども・子育て支援や医療・介護の充実に向けた施策の実施など、社会保障の充実・安定化に充てることとされている。

同改革による社会保障の充実に要する地方自治体の財源については、税率引上げによる増加分に加えて、地方交付税による財源保障が行われているが、交付税不交付団体では、社会保障の充実に必要な財源を、自主財源から捻出しなければならない。その結果、社会保障の充実に係る財源は消費税の引上げと社会保障給付の重点化・効率化によって確保するという一体改革の意義が希薄化している。

さらに、引上げと同時に導入された軽減税率制度による減収分については、代替財源が確保されておらず、地方の社会保障財源に影響を与えている。

本来、社会保障のようにあまねく国民が受けるべき施策において、国が新たな制度を創設し施策を実施していく際に生じる地方の財政負担については、国の責任で財源を確保すべきであり、財源保障の対象とならない自治体が存在する制度設計は問題がある。

今後も、高齢者人口の増加に伴う社会保障需要の増加が見込まれるほか、人口構造の変化に対応した、よりきめ細かな行政サービスの提供も重要となっている。このような状況を踏まえ、今後の社会保障に係る費用負担の増加や更なる充実に要する財源については、地方へ負担を転嫁することなく、国の責任において、全ての自治体に対し確実に財源を確保すべきである。

教育など、その他の施策についても、国策による制度創設や見直しを行う場合は、国は、早期にその在り方を示すとともに、確実に財源を確保すべきである。

< 具体的要求内容 >

- (1) 社会保障の充実に要する地方財源については、将来の負担増を見据え、地方交付税による措置ではなく、国の責任において、全ての自治体に対し確実に財源を確保すること。
- (2) 国策による制度の創設や見直しにより、費用や減収が生じる場合には、国の責任において確実に財源を確保すること。
自治体に対する財源措置に当たっては、全ての自治体へ確実に財源を補填する必要があることから、地方交付税による措置ではなく、実際の必要額に応じた税源移譲や交付金等の創設により財源を措置すること。
- (3) 具体的な制度設計等に当たっては、地方の意見を十分に踏まえたものにするため、国から地方に対して協議を行うこと。
- (4) 地方に対して、既存事業との関係等を明確に示すとともに、早期の情報提供を行うこと。

4 財政上の不合理な措置の是正

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 財務局・主税局)

現在都が受けている、極めて不合理な措置について、地方税財政制度の抜本的見直しを待つまでもなく、速やかに是正すること。

<現状・課題>

- (1) 地方揮発油譲与税の譲与制限等、地方交付税の不交付を理由とする財源調整等の措置を受けている。
- (2) 大公使館、領事館の用に供する固定資産等で派遣国の所有に係るものについては、固定資産税及び都市計画税が非課税とされ、地方自治体はその分の税収減を余儀なくされている。

<具体的要求内容>

- (1) 地方交付税の不交付を理由とする財源調整等を廃止すること。
 - ① 地方揮発油譲与税の譲与制限
 - ② 特別法人事業譲与税の譲与制限
 - ③ 国庫補助金における財政力に応じた調整措置
- (2) 大公使館、領事館等に対する非課税措置により減収となっている固定資産税、都市計画税相当分を補填すること。

参 考

(1) 財源調整

① 財源調整の内容

地方揮発油譲与税 (地方道路譲与税)	不交付団体に対しては、①前年度交付税算定上の財源超過額の2/10、又は②交付団体方式で算定した額の2/3、のいずれか少ない方の額が控除されている。現在、都は②による譲与制限を受けている。
特別法人事業譲与税	不交付団体に対しては、基準特別法人事業譲与税額(特別法人事業譲与税の総額に相当する額を各都道府県の人口で按分した額)の75/100(財源超過額を上限)が控除されている。
国有提供施設等所在市町村助成交付金	不交付団体に対しては、交付団体方式で算定した額の7/10が控除されている。
その他	都が不交付団体であること等を理由として、補助率に財政力指数の逆数を乗じるなど、補助率の割り落とし等が行われている。

※ 平成21年度から、地方道路税は地方揮発油税に、地方道路譲与税は地方揮発油譲与税に名称が変更された。ただし、平成21年度以降も地方道路税として収入された額は、地方道路譲与税として譲与される。

② 財源調整額の推移

(単位：億円)

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
地方揮発油譲与税	36	37	35	35	34
地方道路譲与税	0	0	0	—	—
特別法人事業譲与税	1,324	1,505	1,809	1,914	1,811
国有提供施設等所在市町村助成交付金	0.7	0.8	0.9	1	1
その他	7	17	17	10	10
合 計	1,368	1,560	1,862	1,960	1,857

※ 本表の数値は、地方交付税不交付団体であること等を理由として講じられている財源調整額である。

※ 令和4年度までは決算ベース、令和5年度及び令和6年度は当初予算ベース。

5 地方法人課税の分割基準の適正化

(提案要求先 総務省)
(都所管局 主税局)

- (1) 大都市にとって不利益となっている分割基準の適正化を図ること。
- (2) 地方法人課税の分割基準の不合理な見直しを行わないこと。

<現状・課題>

分割基準は、複数の地方自治体に事務所等を持つ法人について、課税標準である所得等を関係自治体間で配分するための基準である。法人が自治体から受ける行政サービスの対価として税を負担するという応益原則に基づき、法人の事業活動が行われている地域に税収が正しく帰属するよう、各自治体における事業活動の規模を適切に反映したものでなければならない。

一方で国は、法人事業税の分割基準について、これまで幾度にもわたり、社会経済情勢の変化等を名目としつつも、実質的には財政調整を目的とする都市部に不利益な改正を行っており、現在の基準は法人の事業活動の規模を適切に反映したものとなっていない。

分割基準を財政調整の手段として用いることは、行政サービスの受益と事業活動との対応関係を歪め、基準そのものに対する信頼を失わせるものであり、こうした不合理な改正を行うべきではない。

<具体的要求内容>

- (1) 法人事業税の分割基準を、従業者数など法人の都道府県ごとの事業活動の規模を適切に反映したものとすること。
- (2) 地方自治体間の財政調整の手段として、地方法人課税の分割基準の見直しを行うなど、税制の姿を歪める不合理な改正は行わないこと。

参 考

【不合理な法人事業税分割基準改正の推移】

区 分	昭和37年度 改正前	昭和37年度	昭和45年度	平成元年度	平成17年度	現行
製造業	従業者数	資本金1億円 以上の法人 本社従業者数 は1/2	—————→	資本金1億円 以上の法人 工場従業者数 は1.5倍	本社従業者数の 1/2措置を廃止	従業者数 資本金1億円 以上の法人 工場従業者数 は1.5倍
銀行業 保険業	1/2を事務所数、 1/2を従業者数	—————→	資本金1億円 以上の法人 本社従業者数は 1/2	—————→	同上	1/2を事務所数、 1/2を従業者数
証券業	従業者数	—————→	同上	1/2を事務所数、 1/2を従業者数	同上	1/2を事務所数、 1/2を従業者数
サービス 産業等 ※	従業者数	—————→	同上	—————→	1/2を事務所数、 1/2を従業者数 本社従業者数の 1/2措置を廃止	1/2を事務所数、 1/2を従業者数

※電気・ガス供給業、倉庫業、鉄道業・軌道業を除く。

【不合理な法人事業税分割基準の改正による都の減収額の推移】

(単位：億円)

年 度	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
減収額	1,779	1,859	1,731	1,856	2,022	1,826	2,216	2,442	2,526	2,470

(注)令和5年度は補正後予算ベース、6年度は当初予算ベース。

6 新たな国際課税ルールの方定に係る税収の適切な帰属

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 主税局・財務局)

国際課税制度の見直しに伴う税収については、不交付団体も含む全ての地方自治体に対して適切に帰属させること。

<現状・課題>

経済のデジタル化の下、事業を行う上で必ずしも物理的拠点を必要としないデジタル企業等に対して、市場国において十分に課税ができないという状況が生じている。また、多国籍企業グループ内の無形資産の移転が容易になる中で、低い法人税率や優遇税制を有する軽課税国へのB E P S (Base Erosion and Profit Shifting: 税源浸食と利益移転) リスクが増大していることも課題となっている。

こうした問題の解決に向けて、OECDは新たな国際課税のルールを策定し、令和3年10月、136か国・地域による最終合意に至ったところである。この合意は、200億ユーロ超の売上高と10%超の利益率を確保する多国籍企業を対象に、グローバルな事業利益から通常利益を除いた利益の25%を市場国に配分するという第1の柱と、売上高7.5億ユーロ以上の多国籍企業に対し世界共通の最低法人税率15%を導入するという第2の柱からなる。国内の法制度の整備に関しては、令和5年度与党税制改正大綱において、第2の柱について令和6年4月から順次導入することとされた。

他方で、第1の柱については、今後策定される多数国間条約等の規定を基に、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討することとされた。

国際課税制度の見直しに伴う税収については、以下の理由から、国だけでなく地方分が含まれると考えるべきであり、地方分の税収は、全ての地方自治体(不交付団体も含む)に適切に帰属させるべきである。

- ・第1の柱において、市場国間の配分基準である「売上」は、国及び全ての地方自治体が整備する社会インフラを基盤として成り立っており、増収分は適切な基準により全ての自治体に帰属させるべきこと
- ・現在法人二税を課されている法人が、第1の柱の適用を受けることとなった場合、利益の一部が市場国に配分され、個々の地方自治体の減収が見込まれることから、一方的な減収とならないよう、我が国における増収分について適切に取り扱うべきこと

<具体的要求内容>

国際課税制度の見直しに伴う税収には、国だけでなく地方分が含まれると考えるべきである。地方分の税収については、第1の柱の配分基準である「売上」が地方自治体が整備する社会インフラを基盤としていること等を踏まえ、不交付団体も含む全ての地方自治体に対して適切に帰属させること。

7 マイナンバー制度の拡充等

(提案要求先 デジタル庁・総務省・文部科学省)
(都所管局 デジタルサービス局・総務局・生活文化スポーツ局)

- (1) マイナンバー利用事務の拡充とともに、マイナンバーカードと各種証明書等の統合など、利便性向上を実感できる取組を進めること。さらに、地方自治体が独自利用事務を追加する際の諸手続の迅速化・簡素化や技術的課題の解消を図ること。
- (2) 利用者や地方自治体の意見を取り入れながら、マイナポータルやアプリの機能を充実することや、より使いやすくする改善を継続して実施すること。
- (3) 安心してマイナンバーやマイナンバーカードを利用できるよう、引き続き分かりやすい周知・広報に努めるとともに、情報連携に使われる自己情報の種類や提供先を個々人が選択し、提供情報に応じた最適なサービスを受けられるようにすること。
- (4) 対象事務の見直しや、システム及びネットワークの改修等や維持管理、マイナンバーカード交付事業に伴う区市町村の実施事務に要する経費については原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないよう財政措置を講じること。
- (5) 行政運営の効率化等を図るため、制度の運用に当たり、地域の実情や個別課題に応じた必要な措置を講じること。

<現状・課題>

令和6年5月、法定事務である「社会保障」、「税」、「災害対策」に限定されていたマイナンバー（社会保障・税番号）の利用範囲が国家資格等に関する事務等にも拡大された。マイナンバー及びマイナンバーカードの利活用に向けた一層の施策の推進に当たっては、子育てや教育、医療、福祉等における新たなサービスの展開、災害時や緊急時における安心・安全につながる新たな仕組みの構築など、利用できる事務の更なる拡充が求められる。また、令和6年12月には、マイナンバーカードと健康保険証との一体化が予定されているが、各種免許証や障害者手帳等との一体化など、国民が利便性向上やメリットを実感できる取組につ

いて、関係機関と適切に連携を図りながら、国民の理解と協力を得られるよう、丁寧に進める必要がある。

都は、都民や事業者の利便性向上の実現に向け、独自にマイナンバーを利用できる事務を追加するなどの対応を行ってきたが、自治体が独自利用事務を追加するには、個人情報保護委員会への届出を行うとともに、マイナンバー条例の改正を行う必要がある、利用開始までに相応の期間を要する。また、住民票など区市町村の保有情報を都の独自利用事務で新たに活用するためには、J-LISのシステム（中間サーバ）を介したデータ連携が必要となるが、情報連携時に取得可能なデータ量の制限により情報の一括更新に支障を来す場合や、新たに情報連携を開始する際に特定個人情報保護評価の公表やシステム改修が必要になる場合があるなど、長い調整期間を要している。マイナンバーの利用により自治体に過度な制約や負担が生じないように、手続の迅速化・簡素化について早急に検討するとともに、個人情報を含む情報の連携・相互利用に係る制度的な制約や技術的課題を解消し、マイナンバーを活用した新サービスの立案から実装までの時間短縮を図る必要がある。

地方自治体が行う給付サービスは、世帯年収など生計を同一にする世帯単位に行われることが多く、新生児を含め一定の年齢に達しない被養育者に関する手続については養育者による代理登録等が必要となる一方、マイナポータル上では家族関係や同一生計者の情報が確認できず、自治体の本格利用の妨げとなっている。マイナンバーカードの利用拡大に当たっては、その利用環境を一層充実することが重要であるため、利用者や地方自治体の意見を取り入れながら、ぴったりサービスでの同時処理能力の拡大をはじめ、マイナポータルやアプリの機能の充実、より使いやすくする改善に継続して取り組む必要がある。

マイナンバー制度は、国民の認知や理解が深まることとともに、安心して利用できることで普及・定着が進む。制度の概要・メリットや、個々人の年齢層・家族構成・生活スタイル等に応じたマイナンバーカードの使い道や利便性に加え、注意すべき事項についても、これまで以上に丁寧に示すとともに、情報漏えいや悪用などに対する個人情報保護方策を確立し、国民の不安を払拭することが求められる。

また、マイナンバーを活用した情報連携により、一人ひとりに最適化されたサービスをプッシュ型で届けるためには、医療・保健などの自己情報や、家族関係、同一生計者の情報などをサービス提供に反映させていく必要がある。そのためには、サービス提供に活用するための自己情報の種類や提供範囲等を自らが選択・決定し、提供情報に応じた最適なサービスを受けられるよう、マイナポータルなどの環境を整備していかなければならない。さらに、現在のマイナポータルは、利用者が都度ログインしない限り、どのような通知が届いているのか、何の手続についてどのような申請が必要なのか把握することができないため、プル型からプッシュ型への転換を図り、利便性を向上することが求められる。

都及び都内区市町村においては、マイナンバー制度の安全かつ適切な運用のための準備を進めてきたが、セキュリティ対策の実施や、対象事務の見直しに伴う仕様変更等、大きな費用負担が生じてきた。今後も、制度の運用を進めていく中で、状況に応じたセキュリティの強化、連携する情報の見直しや制度拡大に伴う

事務の追加等が継続的に生じるものと考えられる。これらに伴い、システムにおける対応作業及び改修が必要となることに加え、区市町村がマイナンバーカード交付事業に伴う実施事務（マイナンバーカードの更新及び電子証明書の発行・更新を含む。）を今後も担うことから、費用負担が継続的に生じる見込みであり、地方に新たな経費負担が生じないよう地方交付税によらない適切な財政措置が必要である。

マイナンバー制度の導入準備を進める中で、行政の効率化等を図るために事務を移譲した法人においてマイナンバー制度を利用できない等の個別課題が生じている。具体的には、授業料等の保護者負担軽減事務において、法の直接適用を受ける就学支援金はマイナンバー制度を利用することができるが、都の補助を受けて公益財団法人東京都私学財団が実施する奨学給付金及び特別奨学金は利用対象外となっており、提出書類の簡素化につながらない。マイナンバー制度の円滑な導入や広範な普及を促進し、制度の基本理念である国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るためには、地域の実情や個別課題に応じた措置を講じる必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) マイナンバー利用事務の拡充とともに、マイナンバーカードと各種証明書等の統合など、利便性向上を実感できる取組を進めること。さらに、地方自治体が独自利用事務を追加する際の諸手続の迅速化・簡素化や技術的課題の解消を図ること。
- (2) 利用者や地方自治体の意見を取り入れながら、マイナポータルやアプリの機能を充実することや、より使いやすくする改善を継続して実施すること。
- (3) 安心してマイナンバーやマイナンバーカードを利用できるよう、引き続き分かりやすい周知・広報に努めるとともに、情報連携に使われる自己情報の種類や提供先を個々人が選択し、提供情報に応じた最適なサービスを受けられるようにすること。
- (4) 対象事務の見直しや、システム及びネットワークの改修等や維持管理、マイナンバーカード交付事業に伴う区市町村の実施事務に要する経費については原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないよう財政措置を講じること。
- (5) 行政運営の効率化等を図るため、制度の運用に当たり、地域の実情や個別課題に応じた必要な措置を講じること。

8 「ふるさと納税」制度の抜本的な見直し【最重点】

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 主税局・総務局・財務局)

- (1) 「ふるさと納税」について、受益と負担という地方税の原則や寄附本来の趣旨等を踏まえ、制度の抜本的な見直しを行うこと。
- (2) 「ワンストップ特例」制度は廃止すること。廃止までの間の地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

<現状・課題>

「ふるさと納税」は、個人がふるさとやお世話になった地方自治体を応援する仕組みとして平成 20 年度に創設され、地方自治体に寄附をした場合、2 千円を超える部分について、一定の上限まで、所得税及び住民税から全額が控除される制度となっている。

「ふるさと納税」は、地域の活性化や被災した地方自治体の復興支援に寄与する面もあるものの、自らが居住する地方自治体の行政サービスに使われるべき住民税を、寄附金を通じて他の地方自治体に移転させるものであり、受益と負担という地方税の原則を歪めるものである。

また、より多くの寄附金を集めるために返礼品競争が続いており、いわば官製ネットショッピングとも言える現在の「ふるさと納税」は、寄附本来の趣旨を促す制度となっていない。人気のある地場産品の有無など競争力の違いから、地方自治体間で寄附受入額の格差が拡大しているほか、寄附先の地方自治体において仲介サイト手数料など様々な経費が生じており、地方自治体が活用できる額は寄附受入額の 5 割程度にとどまっている。

さらに、所得に応じて控除額の上限も高くなる仕組みとなっており、自己負担額 2 千円で高所得者ほど多額の返礼品を受け取れることになるため、公平性の観点からも問題がある。

加えて、平成 27 年度税制改正で創設された「ワンストップ特例」制度では、国税である所得税から控除すべき税額について、居住地の地方自治体の住民税から控除する仕組みとなっており、税収減については地方交付税により一部補填されるが、地方交付税による減収補填を受けられない不交付団体は、本来、国が負担すべき税収減の全額が転嫁されている問題もある。

これまで国は、令和元年度税制改正において、返礼品について返礼割合 3 割以下の地場産品に限定し、また、令和 5 年 10 月には経費基準等の運用の見直しを行ったが、様々な問題点は解消されていない。

大手EC事業者の仲介事業への参入等により、利用者の大幅な増加が見込まれており、「ふるさと納税」は制度創設時の趣旨から更にかげ離れ、今後、その問題点は一層深刻になる懸念がある。

<具体的要求内容>

(1) 「ふるさと納税」について、受益と負担という地方税の原則や寄附本来の趣旨等を踏まえ、制度の抜本的な見直しを行うこと。

具体的には、住民税の控除額（特例分）を所得税から控除する仕組みへの変更、返礼品の段階的廃止、控除額への定額の上限設定などの見直しを早期に実現すること。

(2) 「ワンストップ特例」制度は廃止すること。廃止までの間、地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

参 考

【東京都におけるふるさと納税の影響額】

(単位：人、百万円)

年度	適用者数	控除額	うち	
			都民税分	区市町村民税分
平成29年度	489,131	47,580	19,021	28,559
平成30年度	641,164	64,948	25,973	38,975
令和元年度	843,968	87,288	34,906	52,382
令和2年度	864,509	88,936	35,565	53,371
令和3年度	1,152,380	112,516	45,002	67,514
令和4年度	1,471,251	144,620	57,332	87,288
令和5年度	1,692,951	168,801	67,506	101,295

(総務省「ふるさと納税(寄附)に係る寄附金税額控除の適用状況について」より)

※令和5年度は総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」より作成

(注) 寄附金控除の申告があった寄附金の集計。

(注) 控除額については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

(注) 制度創設時(平成21年度)からの累計の控除額は、756,174百万円(うち都民税分は301,787百万円、区市町村民税分は454,387百万円)である。

9 地方創生応援税制及び地方拠点強化税制の廃止

(提案要求先 内閣官房・内閣府・総務省・財務省)
(都所管局 主税局・政策企画局・財務局)

「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」及び「地方拠点強化税制」は、更なる拡充や適用期限の延長を行うことなく、期限の到来をもって確実に廃止すること。

<現状・課題>

真の地方創生を実現するためには、各地域がそれぞれの個性や強みを発揮して魅力ある環境を作ることが重要である。

しかし、現在、地方創生を名目として、地方への人や資金の流れを意図的に創出・拡大するための税財政措置が設けられている。

具体的には、平成 28 年度税制改正で創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」は、各自治体が計画し内閣府が認定した地方創生事業に対して企業が寄附した場合に、寄附額の最大約 9 割に相当する法人事業税、法人住民税等を軽減する制度であり、三大都市圏の既成市街地等に所在する不交付団体への寄附及び企業の本社が所在する自治体への寄附は対象外とされており、適用期限が令和 6 年度末となっている。

本制度は、「受益と負担」という地方税の原則を歪めるものであることに加えて、都や特別区など特定の自治体を対象外としており、自治体間の財政調整の手段として用いられているものといわざるを得ない。

また、平成 27 年度税制改正で創設された「地方拠点強化税制」は、企業が本社機能を東京 23 区から首都圏の既成市街地等以外の地域に移転する場合等に法人税等を軽減することで、企業の地方移転を促進しようとするものであり、令和 6 年度税制改正において、制度の対象となる事業部門や施設の追加等の拡充が行われた。

本制度は、東京一極集中の是正を目的に、特定の地域を対象外とする不合理な制度であり、日本全体の持続的な成長につながるものではない。

真の地方創生の推進や日本全体の持続的な成長のためには、これらの制度の拡充や延長を行うのではなく、総体としての地方税財源の充実を図るべきである。

<具体的要求内容>

「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」及び「地方拠点強化税制」は、政策的な期限付き減税であることも踏まえ、更なる拡充や適用期限の延長を行うことなく、期限の到来をもって確実に廃止すること。

参 考

1 「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」
（平成28年度創設、適用期限：令和6年度末）

（1）制度概要

- ・ 各自治体が計画し内閣府が認定した地方創生事業に対する企業の寄附が対象
- ・ 寄附額は、事業費の範囲内であることが必要
- ・ 寄附企業に対する返礼品などの経済的な見返りの提供は禁止
- ・ 企業の本社が所在する自治体への寄附は対象外

（2）対象外地域

区分	条件	該当自治体
都道府県	不交付団体	東京都
区市町村	全域が三大都市圏の既成市街地等（首都圏整備法等に定める既成市街地等）に該当する不交付団体	特別区など

（3）税制措置の内容

- ・ 法人事業税：寄附額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が限度）
- ・ 法人住民税：寄附額の4割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が限度）
- ・ 法人税：法人住民税の控除額が寄附額の4割に達しない場合、その残額を寄附額の1割まで税額控除（法人税額の5%が限度）
- ・ 寄附額は全額損金算入（寄附額の約3割相当）

（4）影響額（法人事業税及び法人住民税の控除額）

（単位：億円）

年 度	平成28	29	30	令和元	2	3	4	累計
都	0.0	0.6	0.8	3.1	1.5	23.9	29.4	59.4
全 国	0.1	2.4	5.1	7.9	8.6	65.9	93.0	183.0

出典：「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」
「道府県税の課税状況等に関する調」「市町村税課税状況等の調」

2 「地方拠点強化税制」（平成 27 年度創設、適用期限：令和 7 年度末）

（1）対象事業の概要

ア 「移転型事業」

- ・ 東京 23 区から地方への特定業務施設（事務所、研究所、研修所等の移転）

※ 首都圏整備法の既成市街地及び近郊整備地帯への移転は対象外

イ 「拡充型事業」

- ・ 地方部における特定業務施設（事務所、研究所、研修所等）の拡充及び東京 23 区以外の地方から別の地方への特定業務施設の移転

※ 三大都市圏の既成市街地等（首都圏整備法等に定める既成市街地等）における拡充は対象外

（2）税制措置の内容

ア 「設備投資減税（オフィス減税）」

- ・ 地方拠点における建物等の取得価額に応じて法人税等を減税
- ・ 「移転型事業」は、特別償却 25%又は税額控除 7%
- ・ 「拡充型事業」は、特別償却 15%又は税額控除 4%

イ 「雇用促進税制」

- ・ 地方拠点において本社機能に従事する雇用者の増加数に応じて法人税等を減税
- ・ 「移転型事業」は、雇用者の増加数 1 人当たり最大 90 万円（50 万円＋上乗せ分 40 万円）税額控除
- ・ 「拡充型事業」は、雇用者の増加数 1 人当たり最大 30 万円税額控除

ウ 備考

- ・ 「設備投資減税（オフィス減税）」と「雇用促進税制」は原則併用不可（「雇用促進税制」の上乗せ分のみ併用可能）
- ・ 「設備投資減税（オフィス減税）」と「雇用促進税制」を合わせて、法人税額の 20%が限度

（3）適用実績（全国分）

（単位：件）

年 度	平成 27	28	29	30	令和 元	2	3	4	累計
オフィス減税	4	20	31	24	40	34	26	34	213
雇用促進税制	7	5	7	9	7	10	4	8	57
計	11	25	38	33	47	44	30	42	270

出典：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

10 自治体情報セキュリティクラウドの推進

(提案要求先 総務省)
(都所管局 デジタルサービス局)

都道府県と区市町村が協力して高度なセキュリティ対策を講じる自治体情報セキュリティクラウドの後年度負担に対し、必要な財源を確実に措置すること。

また、自治体情報セキュリティクラウドのセキュリティ水準を確保するため、代表機関である都道府県と区市町村の役割分担や調整権限を明確にすること。

<現状・課題>

国は、平成 27 年 6 月に発生した日本年金機構における個人情報流出事案を受け、同年 12 月に都道府県に対し、自らの情報セキュリティ対策の充実とともに、自治体情報セキュリティクラウドの構築や、都道府県内区市町村における必要な情報セキュリティ水準の確保のための支援を要請した。

これを受け、都は、自治体情報セキュリティクラウドを構築し、平成 29 年度から運用を開始した。

その後、自治体情報セキュリティクラウドが更新時期を迎えたこと、社会情勢や IT 技術の進歩等に伴う新たな脅威に対応する必要があること等から、国は、令和 2 年 8 月に「次期自治体情報セキュリティクラウドの標準要件について」を示した。このため、都及び区市町村は、令和 5 年 1 月から民間ベンダが構築及び提供する新たな自治体情報セキュリティクラウドに移行し、都が主体となり運営を行っている。

国が示した標準要件は、新たな脅威や現行課題への対応等を加えた必須の機能要件が多いことから、自治体情報セキュリティクラウドの運営に係る後年度経費は、大きな負担となっている。

それに対し、国は、自治体情報セキュリティクラウドへの移行に対する経費の一部について財源措置を行ったが、後年度負担に対しても、地方交付税の不交付団体や特別区を含め、全団体に必要な財源を措置することが不可欠である。

また、自治体情報セキュリティクラウドのセキュリティ水準を確保するため、国は、代表機関である都道府県が、区市町村から独自調達についての協議を受けた際の判断基準を明確に定めるとともに、代表機関である都道府県と区市町村の役割分担や調整権限を指針に明記すべきである。

<具体的要求内容>

都道府県と区市町村が協力して高度なセキュリティ対策を講じる自治体情報セキュリティクラウドの後年度負担に対し、国は地方交付税の不交付団体や特別

区を含め、都道府県及び区市町村の実情に合わせた必要な財源を確実に措置すること。

また、セキュリティ水準の確保や、不測の事態への円滑な対応のため、代表機関である都道府県と区市町村の役割分担及び調整権限について「次期自治体情報セキュリティクラウド導入手順書」の記載を見直すなど、明確にすること。

1 1 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化

【最重点】

(提案要求先 総務省)

(都所管局 総務局)

多様な公務の現場において、その特質を踏まえた働き方改革を加速するため、民間企業に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」を地方公務員にも活用できるよう、地方公務員法の改正等を行うこと。

<現状・課題>

「働き方改革」は、国全体の最重要課題の一つであり、女性、男性、高齢者、障害や難病のある方など、誰もが活躍できる、一人一人のライフスタイルに応じた働き方を実現することが急務である。

そのためには、「働き方改革」の旗振り役である行政組織自体の働き方改革に率先して取り組み、民間企業も巻き込んだ大きなムーブメントにつなげていく必要がある。

一方、地方公務員の勤務条件は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）等を踏まえて条例で定めることとされているが、公務職場では、民間企業に比べて柔軟かつ多様な働き方が法令上制約されている状況にある。労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）では、「1年単位の変形労働時間制」が規定されているが、地方公務員には適用除外とされており、公務員の柔軟な働き方を検討する上での制約となっている。

都はこれまで、現行の法令の枠内で可能な限り、柔軟で多様な勤務時間制度について試行を重ね、平成 30 年 4 月からは「フレックスタイム制」も本格導入したが、多岐に及ぶ公務の実態や職員の働き方のニーズに応えるには、働き方の選択肢を更に拡大する必要があり、法令の枠内の手法では不十分であると認識している。

今後、「働き方改革」を更に加速していくため、地方公務員自らが、生活と仕事の両方を大切にする「ライフ・ワーク・バランス」を実現し、職員一人一人の力を 100 パーセント引き出すことが出来る仕組みを整備していく必要がある。

<具体的要求内容>

公務員の柔軟かつ多様な働き方を実現するため、民間企業に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」について、公務職場においても、公務運営を確保しつつ活用が可能となるよう、地方公務員法の改正等を行うこと。

参 考

○ 「1年単位の変形労働時間制」等の導入 関係法令

① 労働基準法

(労働時間)

第三十二条の四 (抜粋)

使用者は、…(略)…第三十二条の規定にかかわらず、その協定で第二号の対象期間として定められた期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において、…(略)…労働させることができる。

二 対象期間(その期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において労働させる期間をいい、一箇月を超え一年以内の期間に限るものとする。(略))

② 地方公務員法

(他の法律の適用除外等)

第五十八条 (抜粋)

3 労働基準法第二条、…(略)…第三十二条の三から第三十二条の五まで…(略)…の規定は、職員に関して適用しない。

○ 「1年単位の変形労働時間制」及び「フレックスタイム制」の制度概要

① 「1年単位の変形労働時間制」

1年単位の変形労働時間制は休日の増加による労働者のゆとりの創造、時間外・休日労働の減少による総労働時間の短縮を実現するため、1か月を超え、1年以内の期間を平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えないことを条件として業務の繁閑に応じ労働時間を配分することを認める制度

② 「フレックスタイム制」

職員の正規の勤務時間を、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とした上で、公務の運営に支障がないと認められる範囲で、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることができる制度

1 2 公務員の育児短時間勤務及び部分休業の対象 となる子の年齢の拡大【最重要】

(提案要求先 総務省)
(都所管局 総務局)

子育てと仕事との両立支援を、切れ目なく、より一層充実していくため、地方公務員の育児短時間勤務及び部分休業について、対象となる子の年齢を拡大するよう、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等を行うこと。

<現状・課題>

生産年齢人口の減少により、労働力の確保や経済活動の減退が懸念される中、誰もが安心して働き続けられるよう、子育てと仕事との両立に向けた社会づくりが不可欠である。そのためには、子が生まれた時だけでなく、子の成長に合わせて、誰もがライフ・ワーク・バランスを実現させる必要がある。

こうした中、小学生の子を育てる親にとって、学童クラブの開所時間が保育所より短くなるといった、いわゆる「小一の壁」をはじめとする課題に直面しており、保護者に多様な選択肢を提供し、切れ目なく子育てと仕事との両立を支援していくことが求められている。

一方、地方公務員が利用可能な育児短時間勤務及び部分休業は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）において、対象となる子の年齢が「小学校就学前までの子」と定められているため、小学生の子を育てる親は利用できない。

都はこれまで、子育て中の職員が利用できる休暇等制度の見直しやテレワークの活用、時差勤務の拡大、フレックスタイム制の導入など、ライフステージに応じた柔軟な働き方の推進に取り組んできたところであるが、職員の多様なニーズに応えるためには、現行法令の枠内の手法では不十分であると認識している。

今後、子育てと仕事との両立支援を、切れ目なく、より一層充実していくため、働き方の選択肢を拡充し、全ての地方公務員が高い意欲を持ちながら、自らの能力を最大限発揮できる職場環境を整備していく必要がある。

<具体的要求内容>

公務員の柔軟かつ多様な働き方を実現し、子の小学校就学以降も切れ目なく、子育てと仕事との両立を支援する観点から、育児短時間勤務及び部分休業について、少なくとも小学校就学後も対象となるよう、子の年齢の拡大に向け、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等を行うこと。

参 考

○ 地方公務員の育児休業等に関する法律（抄）

（育児短時間勤務の承認）

第十条 職員（略）は、任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子とその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（略）により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務すること（略）ができる。（略）

（部分休業）

第十九条 任命権者（略）は、職員（略）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例の定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期（略）に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（略）を承認することができる。

○ 「育児短時間勤務」及び「部分休業」の制度概要

① 「育児短時間勤務」

- ・ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、常勤職員のまま、複数の勤務の形態のうち職員が希望する日及び時間帯において、短時間勤務をすることができる制度
- ・ 勤務の形態は次のいずれかの形態

ア 官庁執務型勤務職員と同様の勤務形態（少なくとも土日が週休日）

（ア） 1日3時間55分×5日（週19時間35分）

（イ） 1日4時間55分×5日（週24時間35分）

（ウ） 1日7時間45分×3日（週23時間15分）

（エ） 1日7時間45分×2日＋1日3時間55分×1日（週19時間25分）

イ ア以外の形態（職務の性質により、特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員）

原則として、4週間で8日以上を週休日とし、週当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務

② 「部分休業」

小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲の時間）を勤務しないことができる制度

1 3 L G W A N（総合行政ネットワーク）環境のセキュリティ確保

（提案要求先 総務省）
（都所管局 デジタルサービス局）

L G W A N（総合行政ネットワーク）接続系とインターネット接続系の分割について、必要な財源を措置すること。

<現状・課題>

国は平成 27 年 6 月に発生した日本年金機構における個人情報流失事案の発生及び社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）の本格運用を踏まえ、同年 12 月に都道府県に対し「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」を要請しており、その中で、マイナンバー制度による情報連携に活用される L G W A N 環境のセキュリティ確保のため、L G W A N 接続系とインターネット接続系を分割することを求めているが、その実施に必要な経費について、補助対象は区市町村のみとなっている。

このような状況の中で、国の要請を踏まえ、都においても、庁内ネットワークの、L G W A N 接続系とインターネット接続系の分割を実施しているが、本措置に係る庁内ネットワークシステムの構築及び本システムの維持管理に多大な負担が発生している。

については、国が求める L G W A N 接続系とインターネット接続系の分割に係る経費について、必要な財源を措置することが不可欠である。

<具体的要求内容>

国が求める L G W A N 接続系とインターネット接続系の分割に係る経費について、都道府県に対して必要な財源の措置を講じること。

1 4 物価高騰等に伴う地方の財政運営に対する確 実な支援

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)
(都所管局 財務局・総務局)

- (1) 全国的な課題である物価高騰に対しては、今後の経済状況等に応じて、主として国が一元的に対策を講じるとともに、地方の実情に応じて対応すべきと整理された事項については、必要な財源を国が責任をもって確実に措置すること。
- (2) 財政措置に当たっては、全ての自治体に対し、確実かつ十分な規模の財政支援を講じるとともに、財政力指数等による割落としなどを用いることなく、各自治体の行政需要を適切に反映した支援とすること。

<現状・課題>

全国的な課題である物価高騰に対しては、今後の経済状況等に応じて、主として国が一元的に対策を講じるとともに、地方の実情に応じて対応すべきと整理された場合は、対策の実施に当たり必要となる財源を、国が責任をもって確実に措置すべきである。

財政措置を講じる際は、自治体が地域の実情に即した実効性の高い取組を迅速かつ継続的に実施できるよう、各自治体の財政需要を的確に反映した上で、全ての自治体に対して十分かつ確実な財政支援が必要である。

特に東京は、燃料費や物価高騰の影響を受ける生活者や事業者数が多く、東京の経済をしっかりと下支えするためには、財政力指数等による割落としなどを用いない、東京の実情を踏まえた支援が不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 全国的な課題である物価高騰に対しては、今後の経済状況等に応じて、主として国が一元的に対策を講じるとともに、地方の実情に応じて対応すべきと整理された事項については、必要な財源を国が責任をもって確実に措置すること。
- (2) 財政支援に当たっては、自治体が地域の実情に即した実効性の高い取組を迅速かつ継続的に実施できるよう、全ての自治体に対し、確実かつ十分な規模の財政支援を講じるとともに、財政力指数等による割落としなどを用いることなく、各自治体の地域経済への影響などに伴う行政需要を適切に反映した支援とすること。

1 5 デジタルの力を活用した社会変革へ向けた 取組【最重要】

(提案要求先 デジタル庁)
(都所管局 デジタルサービス局)

- (1) 行政サービスや企業の事業活動をより正確かつ効率的にするため、精度が高く使い勝手のよいベース・レジストリを整備するとともに、官民挙げて使用を徹底し、「作って、使って、直す」ことで最新情報にメンテナンスし続け、更なる活用につながる好循環を国主導で実現すること。
- (2) ワンスオンリーやコネクテッド・ワンストップ等をあらゆる分野で進めていくため、行政の垣根を越えた一元的な情報連携を可能にする基盤構築の検討や、円滑にデータを連携するための法的根拠や制度、規格を整備すること。
- (3) 社会の利便性や国際競争力を今後とも高めていくため、デジタル人材の輩出、確保・育成策について、都と連携し、取組を進めること。

<現状・課題>

日本は、今後、人口減少による働き手の減少が想定されており、それは公務の担い手も例外ではない。一方で、社会の成熟に伴い、都民のニーズは多様化・複雑化しており、これまでと同様のやり方では、行政に求められるサービスの水準を維持することは困難である。

デジタルには、スピードアップ、スケールアップ、クオリティアップという力があり、デジタルの力を最大限発揮し、行政サービスのあり方に大きなイノベーションを引き起こすことで、都民一人ひとりのニーズに合ったきめ細かなサービスをタイムリーに届けることが可能となる。

都は、令和5年9月に「東京デジタル2030ビジョン」を公表し、組織ごとや自治体ごとの個別のデジタル化ではなく、新たな発想でオール東京でのデジタルのあり方を提言し、一人ひとりに最適化されたサービスを行政の垣根を越えてタイムリーに届けるための変革に挑んでいる。

国は、令和6年3月に情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基

本法等の一部を改正する法律案を閣議決定し、国によるベース・レジストリの整備やデータ品質の確保等を行うこととしているが、管理主体が国・地方自治体等それぞれで分かれていることから、レジストリ整備の取組が量・質ともに不十分なものになっている。

都道府県や区市町村、民間を含め、国内全域でデータ連携による社会変革につなげるためには、ベース・レジストリが使えるモノ・サービスに、レジストリ使用（引用）を徹底し、レジストリを「作って、使って、直す」ことで最新情報にメンテナンスし続け、更なる活用につなげる好循環「レジストリ・ファースト」の創出が必要であり、これは国主導で実現すべきである。

デジタルの力によって国民の利便性を向上させるには、ワンスオンリーやコネクテッド・ワンストップ等をあらゆる分野で実現していくことが必要である。現在、都では変革の突破口としてこどもDXに取り組んでおり、デジタル庁ではPublic Medical Hub（PMH）を構築・運用し、医療費助成・予防接種・母子保健分野等でのデジタル化を進めているが、今後、更に医療・健康以外の幅広い分野において、行政の垣根を越えた情報連携基盤の構築や、データ連携のための法的根拠の整備が求められる。

デジタルの力を活用し、社会の利便性や国際競争力を向上するとともに、社会課題の解決や新たな価値の創出を実現していくためには、その担い手となる人材の充実が不可欠である。現状においては質・量ともに不十分であり、社会全体で、デジタル人材の更なる確保・育成に取り組む仕組みづくりが鍵となる。

これらを効果的に推進するため、スキルマップの標準化や人材特有のスキルを可視化する方法を定め、社会全体に普及・浸透を図っていく必要がある。また、関係機関と連携し、リテラシー向上やリスクリングに資する学びの場の確保や教育・研修を充実することで人材全体の底上げや裾野の拡大を図るとともに、豊富な知識や経験を有する高度人材の積極的な登用等に取り組んでいくことが求められる。

< 具体的要求内容 >

- (1) 行政サービスや企業の事業活動をより正確かつ効率的にするため、精度が高く使い勝手のよいベース・レジストリを整備するとともに、官民挙げて使用（引用）を徹底し、「作って、使って、直す」ことで最新情報にメンテナンスし続け、更なる活用につなげる好循環（レジストリ・ファースト）を国主導で実現すること。
- (2) ワンスオンリーやコネクテッド・ワンストップ等をあらゆる分野で進めていくため、医療・健康以外の幅広い分野においても、行政の垣根を越えた一元的な情報連携を可能とする基盤構築の検討や、円滑にデータを連携するための法的根拠や制度、規格を整備すること。
- (3) 社会の利便性や国際競争力を今後とも高めていくため、デジタル人材の輩出、確保・育成策について、都と連携し、取組を進めること。

16 法人・土地系のベース・レジストリの整備

(提案要求先 デジタル庁)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 法人・土地系のベース・レジストリについて、デジタルの力を活用して行政のQOSを更に向上させていくため、ベース・レジストリの整備及び普及に向けた取組を推進すること。
- (2) 特に、法人・土地系のベース・レジストリにおける制度的課題の解決と過渡期対応の検討を迅速に進めること。

<現状・課題>

社会全体の効率性の向上を図るとともに、新しいサービスの創出を図るためには、マイナンバーや地理空間情報など社会全体の基盤となるデータを整備・活用することが必要である。国は、令和5年7月7日デジタル庁告示第12号に、特定のデータ項目をベース・レジストリと指定して整備を推進してきた。令和5年6月に改定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、ベース・レジストリに関する施策が重点的に取り組むべきものとされており、ベース・レジストリに関する制度化の検討と、法人・土地系の注力領域における価値創出の両輪で進めることとされている。

都においても、令和5年9月に策定した「東京デジタル2030ビジョン」において、2030年代までに、デジタルの力を活用して行政のQOSを向上し、一人ひとりに最適化されたサービスを行政の垣根を越えてタイムリーに提供することを目指している。

ベース・レジストリの取組の中でも法人・土地系のベース・レジストリについては、令和4年12月からデジタル臨時行政調査会作業部会において法人基本情報におけるベース・レジストリと制度的課題に関する検討を、令和5年3月からは土地系ベース・レジストリと制度的課題に関する検討を開始しており、令和5年5月には登記由来のベース・レジストリの整備と提供についてロードマップが示され、登記情報システムの次々期システム更改(2030年予定)までの過渡期においては、デジタル庁にて、情報の提供根拠に係る制度的な対応やシステム的な共通基盤(デジタル庁システム(仮称))の準備を行い、整い次第、住所の正規化や文字の縮退等を実施した上で、利用者への登記情報の提供を開始し、デジタル庁側の準備が済み次第、登記情報システム経由による、既存の提供ルートについては、順次移行して一本化することが示された。

都においても屋外広告物等の分野でシステム間のデータ連携を行い、都民が入力する申請データ等の重複を省くワンストップを実現する仕組みの構築を目指しているところであり、激化する国際競争・都市間競争に打ち勝つためにも、国による強力な整備の推進と加速が極めて重要である。

<具体的要求内容>

- (1) 法人・土地系のベース・レジストリについて、国や地方公共団体等でのシステム間連携が円滑に進むよう、国が中心となり、行政が保有する社会基盤データ（ベース・レジストリ）の整備を強力に進めていくとともに、その普及に向けた取組を推進すること。各行政機関でデータを共有するための根拠、ベース・レジストリ整備における各行政機関の役割分担、法令における位置付けなどについて速やかに具体化に向けた取組を推進すること。
- (2) 登記由来のベース・レジストリの整備と提供について、制度的課題の解決を迅速かつ着実に進めること。
- (3) 登記由来のベース・レジストリの過渡期に活用する「デジタル庁システム（仮称）」の構築を迅速かつ着実に進めるとともに、国によるベース・レジストリの指定のない行政手続も含め、地方公共団体が利用できるようにすること。併せて、登記由来のベース・レジストリ等の行政手続における利活用について、地方公共団体情報システム標準化基本方針において、努力義務として位置付けること。
- (4) 屋外広告物登録等の、地方公共団体が条例等において定める、国によるベース・レジストリの指定のない行政手続についても、ベース・レジストリとして利用可能になるよう個人情報保護等の制度的課題の解決を図ること。
- (5) 建設業法等における行政手続の際に申請者が提出する添付書類のデータ連携についても、審査事務の効率化と申請者の負担軽減に資するため、国によるベース・レジストリの指定をはじめとした、制度改正やシステム構築に関する検討を行うこと。
- (6) 不動産関係ベース・レジストリについて、現在、地方公共団体が保有する建築確認申請のシステムとデータ連携を図れるよう、仕組みを検討すること。

1 7 自治体DX推進計画に基づく基幹業務システムの統一・標準化に対する支援の充実【最重点】

(提案要求先 内閣官房・デジタル庁・総務省)
(都所管局 デジタルサービス局)

- (1) 「自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進計画」に基づく施策を確実に実施するため、適切な情報共有等を通じて、地方自治体の計画的な取組を支援すること。
- (2) 制度改正に伴う標準仕様書の公表から施行までの期間を1年以上確保することを徹底し、自治体がシステム改修を行う期間を十分確保できるようにすること。
- (3) 令和7年度までの移行が困難と判定されたシステムについて状況に応じた適切な移行期限を設定するとともに、新たに移行困難の申請を行うシステムに対して柔軟に判定を行うこと。
- (4) 移行期限が延長されたシステムに対しても、デジタル基盤改革支援補助金の対象とすること。
- (5) 令和5年度補正予算による財源措置後も、標準化に係る移行経費が不足する可能性のある自治体があることから、引き続き移行経費の実態の把握に努め、必要な財源措置を講じること。
- (6) 標準準拠システムの運用経費については、国として正確な分析と検証を行い、必要な対応を検討すること。その上で、運用経費等の縮減が実現できるよう必要な措置を講じること。
- (7) 国・地方デジタル共通基盤の整備におけるシステム共通化や費用負担等の検討に当たっては、地方三団体との連絡協議会に加え、大都市も含めた各地方自治体の意見を聞く機会を設けること。データ連携基盤の共同利用については、国の方針の具体化とともに、技術的な支援や必要な財政措置などを講じること。

<現状・課題>

地方自治体は、令和6年4月に国が改定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第3.0版】」に基づき、行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが求められている。

計画に基づく取組の推進に当たっては、情報政策所管省庁や制度所管府省庁による積極的な情報共有等が不可欠である。

特に、基幹業務システムの統一・標準化については喫緊の課題であり、都内区市町村においても、標準準拠システムへの移行の準備を進めている。

国は、制度改正に当たり、「原則として適合基準日の1年前までに見直し内容を反映した標準仕様書に改定する」こととしているが、このルールが徹底されておらず、制度改正を踏まえたシステム改修の期間が十分確保できないケースも見受けられる。

また、開発事業者の撤退等により、移行期限である令和7年度末までの移行が困難なシステムは、標準化基準を定める主務省令において「所要の移行完了の期限を設定する」こととされ、対象となるシステムが明らかになったものの、移行完了期限は示されていない。

さらに、都内でも、開発事業者の技術者がひっ迫する状況が続いていることから、今後の制度改正への対応等により、新たに移行が困難となるシステムが発生することも懸念される。

移行経費については、地方公共団体情報システム機構が法に基づき、区市町村への補助金の原資となるデジタル基盤改革支援基金を設置しているが、移行が困難なシステムについて、令和8年度以降に期限が設定された場合の補助金の扱いが明示されていない。

国の令和5年度補正予算では、この基金の予算が追加措置され、各区市町村への新たな補助上限額が示されたが、なお不足する区市町村が残されている。

都が、都内区市町村に対して実施した直近の調査によれば、昨年 of 国の調査後に標準仕様書や手順書が改定されたことや、移行対応の進捗に伴う開発事業者の積算の精緻化等により、7割を超える区市町村において、移行経費が更に増大すると見込まれている。一方、運用経費等については、国は「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において、「標準準拠システムへの移行完了後に、平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指す」こととしている。標準準拠システムの運用経費等については、ガバメントクラウドの利用料だけでなく、業務ソフトウェアや通信回線の利用料も含まれる。また、制度改正対応等のため、経過措置として、移行前の現行システムも運用せざるを得ないような場合は、このシステムに係る運用経費等も発生する可能性がある。都の調査によれば、約半数の区市町村では現時点で積算自体ができておらず、また、回答のあった区市町村の8割近くが従前との比較で運用経費の増加を見込むなど、運用経費の増大に対する不安が広がっている。

国は、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づき、今後、国及び地方三団体の代表により構成する「国・地方デジタル共通基盤推進

連絡協議会」を設置することとし、情報システムの共通化に向け、対象候補の選定を進めることとしているが、まずは、住民サービスの安定的な提供に向け、区市町村が安心して標準準拠システムへの移行を図れるよう、区市町村の課題の解決や不安の払拭に向け、国による一層の支援が不可欠である。

国・地方デジタル共通基盤の整備におけるシステムの共通化については、対象候補の選定や費用負担等の検討に当たり、業務やシステムに特殊性を有する大都市も含めた各地方自治体の状況を踏まえ、その意見を聞く機会を設けるなど、丁寧に実施する必要がある。

また、国は令和6年5月「データ連携基盤に関する状況把握及び「共同利用ビジョン」の策定について」に基づき、データ連携基盤の共同利用の基本的な考え方を示した。都道府県において、区市町村が保有する連携基盤の整備状況や機能等の現状把握、共同利用等を進めるための中長期的なビジョンを今年度中に取りまとめることが求められているが、国によるデータ連携基盤の定義や目指すべき全体像、地方自治体への必要な支援策が明示されていない。

< 具体的要望内容 >

- (1) 地方自治体が着実に取組を推進できるよう、情報政策所管省庁が積極的な情報共有を行うとともに、制度所管府省庁とも連携し、都道府県及び基礎自治体の業務担当部門に対し、説明会の開催等により、計画的な取組を支援すること。
- (2) 制度改正に伴う標準仕様書の公表から施行までの期間を1年以上確保することを徹底し、自治体がシステム改修を行う期間を十分確保できるようにすること。
- (3) 令和7年度までの移行が困難と判定されたシステムについて、状況に応じた適切な移行期限を設定するとともに、新たに移行困難の申請を行うシステムに対しても柔軟に判定を行うこと。
- (4) 移行期限が延長されたシステムに対しても、デジタル基盤改革支援補助金の対象とすること。
- (5) 令和5年度補正予算による財源措置後においても、標準化に係る移行経費が不足する可能性のある自治体があることを踏まえ、引き続き移行経費の実態の把握に努め、必要な財源措置を講じること。
- (6) 標準準拠システムの運用経費については、移行前と比較して増加するという都の調査結果等を踏まえ、国として、運用経費の正確な分析と検証を行い、必要な対応を検討すること。その上で、運用経費等の縮減が実現できるよう必要な措置を講じること。
- (7) 国・地方デジタル共通基盤の整備におけるシステム共通化や費用負担等の検討に当たっては、地方三団体との連絡協議会に加え、大都市も含めた各地方自治体の意見を聞く機会を設けること。データ連携基盤の共同利用については、国の方針の具体化とともに、技術的な支援や必要な財政措置などを講じること。

1 8 データ利活用の推進

(提案要求先 デジタル庁)
(都所管局 デジタルサービス局)

- (1) 官民が保有する様々なデータの利活用を促進し、データドリブン社会を実現するために、データ規格の標準化を推進するとともに、普及に向けた取組を行うこと。
- (2) 国が進める分野間データ連携基盤を早期に構築し、都の官民データ連携基盤「東京データプラットフォーム」や、他の地方自治体のデータ連携基盤が円滑に連携できるよう取組を進めること。
- (3) 地方自治体のオープンデータ整備を推進するための制度づくりを進めるとともに、更新が円滑に進むよう、地方自治体の負担軽減に資する支援策を講じること。

<現状・課題>

都は、区市町村と連携し、オール東京でオープンデータ化を推進するとともに、官民のデータ連携基盤である「東京データプラットフォーム」を効果的に運用し、官民が保有する様々なデータの利活用を促進することで、データドリブンな社会を目指している。

そのためには、国が進める分野間データ連携基盤を早期に構築するとともに、国や都などのデータ連携基盤が、技術的仕様や運用性等の観点で協調し、相互運用性を確保することが重要である。

また、異なるデータ連携基盤同士の接続において、データの構造や項目等の定義が統一されていない場合、データをシームレスに組み合わせ活用することができないため、データ規格の標準化を推進することで、データの品質を高め、流通を促進していくことが重要である。

さらに、オープンデータの整備や更新に当たっては、地方自治体の負担が大きいため、制度づくりや、負担軽減に資する支援が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 官民が保有する様々なデータの利活用を促進し、データドリブン社会を実現するために、データ規格の標準化を推進するとともに、データの定義やデータ項目等について、普及啓発を行うこと。
- (2) 国が進める分野間データ連携基盤を早期に構築し、都の官民データ連携基

盤「東京データプラットフォーム」や、他の地方自治体のデータ連携基盤が円滑に連携できるよう、情報提供や技術支援を行うこと。

- (3) 地方自治体のオープンデータ整備を推進するための制度づくりを進めること。また、更新が円滑に進むよう、行政データの二次利用を見据えた著作権等に関するルール作りや地方自治体の作業等を可能な限り省力化するためのツールの提供など、必要な支援策を講じること。

19 行政手続デジタル化に向けた取組等

(提案要求先 デジタル庁・内閣府・総務省・法務省)
(都所管局 デジタルサービス局・財務局)

- (1) 地方自治体が法令等に基づいて行う行政手続についてデジタル化を進めるため、「デジタル完結に向けた工程表」に全ての行政手続を掲載し、期限を明示すること。
- (2) 事業者の利便性を高めるため、企業・団体等の事業所ごとにGビズIDを付番すること。また、補助金申請システム（Jグランツ）においては、個人を対象とした補助金にも活用できるようにするとともに、振込口座のワンスオンリーなど、機能拡張について地方自治体の意見を取り入れながら進めること。
- (3) 各省の省令等における電子証明書の定義や処分通知の方法等について、条文の統一を図ること。また、地方公共団体情報システム機構の公的な電子証明書について、多くの人が利用するソフトウェアに対応させること。
- (4) 登記情報連携システムの対象手続を、地方自治体の条例及び規則等に基づく手続にも拡大し、登記事項証明書の添付を不要とすること。
- (5) 各省庁のアナログ規制に係る見直しについては、地方自治体の参考となるよう、取組状況を取りまとめた上で、分かりやすい形で公表すること。
- (6) 行政手続法で定める公示送達について、デジタル化の具体的な手法を早期に定め、通知すること。
- (7) 「デジタル田園都市国家構想交付金」について、地域の実情に応じて、より柔軟に活用できる制度とすること。

<現状・課題>

国は、令和5年6月に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を策定し、法令等に基づいて地方公共団体が行う行政手続のデジタル化について、障壁となる制度の見直しや国における情報システムの整備などを行うこととしており、同年12月には、年間手続件数1万件以上の申請等と、これに対する処分通知等を対象として、令和7年度までに申請から通知までのエンドツーエンドでのデジタル完結を目指す「行政手続のデジタル完結に向けた工程表」を公表した。

今後、工程表に沿ってデジタル化を進めるに当たり、実際の事務を行う地方公共団体の意見を十分に聞きながら、必要書類の見直しやシステム改修等の業務改善を実施し、利用者が利便性を実感できるデジタル化に向けて着実に取り組む必要がある。工程表においては実施時期が「当面見送り」とされている手続が存在し、年間手続件数が1万件未満の手続については含まれていない。デジタル原則に照らし、全手続のデジタル化に向けて、引き続き必要な措置を講ずるべきである。

法人に付番するIDとしては、GビズIDが設けられているが、法人の事業所ごとに付番するIDがないため、事業所単位で申請・交付等が必要な行政手続においては手続に手間がかかり使いにくいものとなっている。また、国の「補助金申請システム（Jグランツ）」はシステムの仕様上GビズIDを取得することで本人認証を行うものとなっていることから、個人を対象とした補助金申請について申請・交付手続を行うことができないことや、振込口座情報がないため補助金の速やかな支給をすることができないといった課題がある。

また、地方自治体において認定認証事業者が発行する「職責による署名」の電子証明書を利用しようとする場合、デジタル庁令等では「行政機関等が指定する電子証明書」を付けて署名できることとしており、地方自治体において地方公共団体組織認証基盤（LGPKI）以外で「職責による署名」が利用可能であるが、一部省庁の省令等においては当該記載がないことから利用できない状況にある。そのため、「行政機関等が指定する電子証明書」と定義を追加することが必要である。

加えて、デジタル庁令では、電子情報処理組織を使用し処分通知等を行う際は、その内容を行政機関等が使用する電子計算機から入力して行うこととなっているのに対し、経済産業省令等では、これに加えて電子計算機に備えられたファイルへの記録を求める等しており、省庁ごとに規定が異なっていることから、処分通知の方法等に関する規定や文言の統一を図り、使いやすい制度とするべきである。

さらに、地方公共団体情報システム機構が地方公共団体組織認証基盤（LGPKI）により認証された電子署名を付与した電子文書について、当該文書を受領した側（受信者等）のソフトウェアによっては、電子署名の有効性（真正性）を確認することができない。そのため、申請者が受領した当該電子文書を第三者に提出する際、その相手方が当該電子文書の電子署名が都職員の職責により付与されたものだと確認することができず、受理されないおそれがある。

デジタル庁及び法務省が共同で登記事項連携システムを構築し、令和5年2月から先行運用が開始されたところだが、対象手続は法令で登記事項証明書の添付を求めている手続に限定されており、地方自治体の条例及び規則等に基づく手続

については当該システムを活用することができない。

また、目視や常駐・専任、書面掲示などのアナログ規制については、国において、令和4年12月に「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を策定し、見直しを進めてきたが、規定の見直しに基づく運用見直し（デジタル技術の導入）については各省庁に委ねられている。国は、地方自治体が自律的に規制の見直しを推進していけるよう、テクノロジーマップや技術カタログの整備に取り組んでいるところであるが、地方自治体がより具体的に運用見直しを進めていけるよう、これらに加えて各省庁の取組事例を取りまとめ、分かりやすい形で公表すべきである。

加えて、行政手続法第15条第3項では、不利益処分の名あて人となるべき者の聴聞の通知に当たり、「不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合」の公示送達の方法として、公示事項を事務所の掲示板に掲示することを規定している。現行法で対応可能なデジタル化の方法やインターネット上に公開する場合のプライバシー配慮の観点等を踏まえた公示事項の範囲等について具体的な方針を示すなど、デジタル化の具体的な手法を早期に定めるべきである。

さらに、地方独自の先進的なデジタル化の取組が各地域で活発に進むよう、「デジタル田園都市国家構想交付金」について地域の実情に応じて、より柔軟に活用できる制度とするべきである。

令和3年度補正予算において創設された「デジタル田園都市国家構想推進交付金」は、令和4年度には地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金と併せて新たに「デジタル田園都市国家構想交付金」として位置付けられ、デジタル田園都市国家構想の実現に向け分野横断的に支援することとされた。新たな交付金の創設に当たっては、地域の実情に応じて、より柔軟に活用できる制度とするべきである。

< 具体的要望内容 >

- (1) 地方自治体が法令等に基づいて行う行政手続についてデジタル化を進めるため、「デジタル完結に向けた工程表」に全ての行政手続を掲載し、期限を明示すること。
- (2) 事業者の利便性を高めるため、企業・団体等の事業所ごとにGビズIDを付番すること。また、補助金申請システム（Jグランツ）においては、個人を対象とした補助金にも活用できるようにするとともに、振込口座のワンストップなど、機能拡張についても地方自治体の意見を取り入れながら進めること。
- (3) 各省の省令等における電子証明書の定義や処分通知の方法等について、条文の統一を図ること。また、地方公共団体情報システム機構の公的な電子証明書について、多くの人々が利用するソフトウェアに対応させること。
- (4) 登記情報連携システムの対象手続を、地方自治体の条例及び規則等に基づく手続にも拡大し、登記事項証明書の添付を不要とすること。
- (5) 各省庁のアナログ規制に係る見直しについては、地方自治体の参考となるよう、取組状況を取りまとめた上で、分かりやすい形で公表すること。
- (6) 行政手続法で定める公示送達について、デジタル化の具体的な手法を早期

- に定め、通知すること。
- (7) 地方独自の先進的なデジタル化の取組が各地で活発に進むよう、「デジタル田園都市国家構想交付金」について、地域の実情に応じて、より柔軟に活用できる制度とすること。

20 税務行政におけるデジタル化推進

1 ICTを活用した国税・地方税間の情報連携の更なる推進

(提案要求先 デジタル庁・総務省・国税庁)
(都所管局 主税局)

ICTを活用した国税・地方税間の情報連携を更に推進するため、各地方自治体の状況や意見を踏まえた上で、環境整備を行うこと。

<現状・課題>

地方自治体における税務事務の現場では、国や他の地方自治体との情報連携を紙媒体で行っている場面が多数あり、閲覧作業や紙媒体から税務事務システムへの入力作業など、様々な事務負担が発生している。

また、事業者にとって、地方自治体ごとに異なる書式・様式による税務手続が、大きな負担となっている。この状況を解消するためには、ICTを活用して情報連携を進めていくことが必要である。

こうした認識の下、都では、バックオフィス連携（国、地方自治体等とのデジタル化されたデータ連携）の実現を含む2030年の税務行政の将来像を示した「主税局ビジョン2030－更新版－」を策定し、検討を進めている。

しかし、例えば、紙媒体での情報連携時に使用している各地方自治体等の様式・帳票については、項目の名称や順番などレイアウトがそれぞれ異なっており、そのままデータ形式に変換した場合、全国的に標準化されていないため、情報連携を円滑に実施することが困難である。

このような課題がある中、総務省が主体となり、地方自治体の税務システムについて標準化の検討が進められており、「税務システム等標準化検討会」では、令和5年8月に「税務システム標準仕様書【第3.0版】」が策定された。

また、デジタル庁において、他の行政機関等との連携要件について検討が進められており、令和4年8月に「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】」が策定され、現在の最新版は令和6年2月に公開された【第3.1版】となる。

また、上記に加えて国においては公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備・活用や文字要件の検討といった、データ連携を促進する取組が行われている状況にある。

今後の円滑な情報連携を推進していくためには、引き続き、地方自治体の意見を踏まえ、行政運営の効率化に資する連携手法の検討や連携項目の整理等を行うことが必要である。

<具体的要求内容>

ICTを活用した国税・地方税間の情報連携を更に推進するため、引き続き、各地方自治体の状況や意見を踏まえた上で、行政運営の効率化に資する連携手法の検討や連携項目の整理等をはじめとした環境整備を行うこと。

参 考

地方自治体のデジタル化の推進

【「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）より抜粋】

第3 デジタル社会の実現に向けた戦略・施策

第3-2 各分野における基本的な施策

5. デジタル社会を支えるシステム・技術

(2) 地方の情報システムの刷新

② 標準化基準における共通事項の策定等

標準化基準における共通事項（データ要件・連携要件の標準、非機能要件の標準、地方公共団体によるガバメントクラウドの利用に関する基準、共通機能の標準など）について、デジタル庁及び総務省において、制度所管省庁における制度改正等による標準仕様書の改定との整合性を図るなど、業務横断的な観点から適切に運用を行う。

③ 制度所管省庁による標準化基準の策定等

標準化基準のうち、②の共通事項を除いたもの（機能要件等）については、地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき、制度所管省庁において、制度改正等に伴う政策上必要な標準仕様書の改定について、データ要件・連携要件の内容との整合性の確保を図った上で改定するなど適切に運用を行う。

【「令和5年度（2023年度）地方税における電子化の推進に関する検討会 とりまとめ」（令和5年11月）より抜粋】

4. 国税・他機関との情報連携等

地方団体の事務負担の軽減に向け、eLTAX及び国税情報システムの更改時期（令和8年度（2026年度））に合わせ、納税者の情報の取扱いに係る透明性確保にも留意しながら、国税・地方税間のオンラインによる情報連携を更に拡大すべきである。

2 地方税の電子申告・電子納税の利用拡大及び利便性向上

(提案要求先 総務省)
(都所管局 主税局)

(1) 地方税の電子申告等の利用拡大に向けた継続的な普及促進活動を行うこと。

(2) 賦課税目における納税通知書等の電子化に向け、早期に環境整備を行うこと。

また、利便性向上に向けたシステム改修経費について、必要な財源措置を全ての地方自治体に対して講じること。

<現状・課題>

地方自治体は、社会構造の変化に対応していくため、行政のデジタル化を実現することが喫緊の課題となっており、都においても「主税局ビジョン2030ー更新版ー」を策定し、税務手続のデジタル化を推進している。

税務手続のうち、地方税の電子申告・電子納税については、地方税共同機構が運営する「地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）」を利用して一元的に行われている。

電子申告は、納税者の利便性を向上させるとともに税務事務の効率化に寄与するものであり、都においても、平成17年8月から、順次利用可能な税目を増やしてきたが、一部の税目ではいまだに利用率が低い状況となっている。

こうした中、法人二税の電子申告については、平成30年度税制改正により、大法人の電子申告が義務化され、中小法人に対しても、令和2年12月に総務省が「オンライン利用率引上げの基本計画」を策定し、将来的には利用率を100%とする目標が設定されていることから、普及促進活動を推進し利用拡大を図ることが求められている。

また、電子納税については、令和元年10月から、複数の地方公共団体への納税を一度の手続で可能とする地方税共通納税システムが導入されたことで、キャッシュレス納税が可能となり、納税者、金融機関及び各地方自治体等の事務負担が軽減されている。

当初、対象税目は法人二税など申告税目を中心であったが、令和5年4月からは、賦課税目である固定資産税・都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割を含め、全税目が対象となり、利便性の向上が図られている。

しかし、賦課税目では、地方自治体が税額や納期、納付場所などを記載した納税通知書等を納税者に送る必要があり、納税者の利便性を一層向上させるためには、通知の受領から納付手続までを一貫して電子的に完結できる仕組みの構築、eLTAX・マイナポータルなどシステム環境の整備が不可欠である。

また、電子化に伴い地方自治体の税務事務システムは大規模に改修していくこととなるため、全ての地方自治体に対して財源措置が必要となる。

<具体的要求内容>

- (1) 地方税の電子申告等の利用拡大に向けた継続的な普及促進活動を行うこと。
- (2) 賦課税目における納税通知書等の電子化に向け、早期に環境整備を行うこと。

また、利便性向上に向けたシステム改修経費について、必要な財源措置を全ての地方自治体に対して講じること。

参 考

【都における電子申告の利用率の状況（令和4年度）】

法人二税 83.5%、固定資産税（償却資産） 63.7%、事業所税 45.4%

【「令和5年度（2023年度）地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ」（令和5年11月）より抜粋】

1. 地方税関係通知のデジタル化

(1) 納税通知書等のデジタル化

地方税務手続の「デジタル完結」を図っていくためには、納税者等と地方団体との間のあらゆる手続についてデジタルで行い、双方において電子的に受信した情報の事務処理を可能としなければならない。このためには、取組が既に一定程度進捗している申告・申請や納付に加えて、地方税関係通知についても、eL-TAXやマイナポータルを活用したデジタル化の実現が不可欠である。（略）

具体的な実装にあたっては、（略）固定資産税、都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割を対象税目として（略）、これらの納税通知書等について、eL-TAX及びマイナポータルを活用して、納税者等からの申請に応じて、全国統一的に電子的に送付する仕組みとすべきである。（略）

また、納税者等の申請を前提とした電子的送付の仕組みとすることから、納税者が申請する機会を増やすための方策についても検討していくことが適当である。

さらに、納税者の利便性の向上と地方団体の事務負担の軽減を両立させるため、納税通知書等の電子的送付の実現後、できるだけ早期に電子納税通知書の正本化を実現していくべきである。（略）

2. 納付手続のデジタル化

(1) 地方税の納付手続のデジタル化

（略）地方税共通納税システムについて、eL-QR 導入後に利用件数や金額が大きく伸びていること等を踏まえ、今後、利用者目線に立ったより分かりやすく簡便な操作性に加え、安定的な運用に向けたシステム障害への備えや多重納付の防止策などに十分留意して、対応を進めるべきである。

さらに、納税通知書等の電子的送付を契機として、通知から納付までの一体的なデジタル化を実現できる。このことから、各手続のシームレスな連携の仕組みの構築のほか、納付手続の反復性を踏まえ、口座振替による納付をはじめ、納税者からの毎年の納付手続自体が不要となる方策の推進についても検討していくことが適当である。

3. 申告・申請手続のデジタル化

本検討会の提言を踏まえ、令和4年度税制改正により、地方税法令上、納税者等が地方団体に対して行う全ての申告・申請手続について、実務的な準備が整ったものから、順次eLTAXでの対応を拡大することとされた。

また、地方税法令に基づく申告・申請手続のうち、デジタル化未対応の手続については、政府方針により、令和7年(2025年)末までにデジタル化していくこととされており、本年10月から地方たばこ税、ゴルフ場利用税、入湯税及び宿泊税に係る申告等の手続をデジタル化するなど、着実に実装が進んでいる。引き続き、デジタル化が着実に進むよう、進捗管理や地方団体及び利用者への情報発信を確実に進めていくべきである。

これら以外の条例等に基づく申告・申請手続であって、デジタル化未対応のものについても、年間件数の多さや反復性の高さ、地方団体の実装希望、利用者等のニーズを踏まえて検討していくことが望ましい。

(略)個人が行う手続は、eLTAXの利用場面が少なかったことを踏まえ、(略)個人にとってよりなじみの深いマイナポータルも併せて利用していくことが求められる。

さらに、eLTAXについては、利用者の利便性向上に向け、令和8年(2026年)9月の次期更改に合わせて、更なる利用率向上や個別の地方団体の業務の効率化・最適化を図る観点から、利用時間の拡大、eLTAXと他システムとのID統合やシングルサインオン等の認証機能の見直し、クラウド利用による業務集中への対応等といった機能改善を図っていくことが望ましい。

あわせて、電子申告・提出の義務化の対象範囲の拡大については、国税における今後の検討状況や諸外国の例も参考にしつつ、引き続き、納税者等の意見を十分に踏まえながら検討すべきである。

【オンライン利用率引上げの基本計画(令和2年12月4日)】

中小法人における法人住民税・法人事業税の電子申告(eLTAX)

オンライン利用率目標 85%

取組期間(達成期限) 3年(令和5年度末)

平成30年度税制改正において、大法人の電子申告義務化(令和2年4月以後開始事業年度から適用)が実施されたことから、大法人の法人住民税・法人事業税の申告については、電子申告の利用率100%が達成される。

現在電子申告義務化の対象となっていない中小法人については将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告の利用率100%を目標とするが、当該義務化が未実施の現状においても、法人全体のオンライン利用率を向上させることを目指し、当面の目標値として設定したもの。

3 評価額情報の活用による利便性向上

(提案要求先 総務省・法務省)
(都所管局 主税局)

不動産の所有権移転登記等を行う際は、地方税法第 422 条の 3 の規定により市町村から法務局へ通知している電子データの評価額情報を活用して法務局が登録免許税を算定できるようにするなど、申請者の利便性向上等を図ること。

<現状・課題>

不動産の所有権移転登記等を行う際、申請者は市町村（特別区においては都。以下同じ。）が発行した固定資産課税台帳登録事項証明書等に記載された評価額により登録免許税を算定し、法務局へ納付することとなっている。

これにより、都においては不動産の所有権移転登記等を目的とした固定資産課税台帳登録事項証明書発行が年間約 30 万件あり、窓口及び郵送請求対応に多大な労力がかかっていると同時に、申請者にとっても負担が生じている。

一方で、地方税法第 422 条の 3 の規定により市町村から法務局に対し、電子データによる評価額情報の通知を行っているところであり、法務局が当該データを活用し、登録免許税の算定等を行うこととすれば、固定資産課税台帳登録事項証明書の添付が不要となり、申請者の利便性向上に資する。

<具体的要求内容>

不動産の所有権移転登記等を行う際は、地方税法第 422 条の 3 の規定により市町村から法務局へ通知している電子データの評価額情報を活用して法務局が登録免許税を算定できるようにするなど、申請者の利便性向上等を図ること。

参 考

【地方税法（昭和 25 年 7 月 31 日法律第 226 号）】

（土地又は家屋の基準年度の価格又は比準価格の登記所への通知）

第 422 条の 3 市町村長は、第 410 条第 1 項、第 417 条、第 419 条第 2 項又は第 435 条第 2 項の規定によつて、土地及び家屋の基準年度の価格又は比準価格を決定し、又は修正した場合には、その基準年度の価格又は比準価格その他総務省令で定める事項を、遅滞なく、当該決定又は修正に係る土地又は家屋の所在地を管轄する登記所に通知しなければならない。

4 課税情報へのマイナンバー紐付けの推進

(提案要求先 デジタル庁・総務省)
(都所管局 主税局)

都道府県における課税情報とマイナンバーの適切な紐付けが進むよう、必要な環境整備を行うこと。

<現状・課題>

令和3年にデジタル改革関連法(注)が成立し、国・地方の情報システムのあるべき姿として、ワンスオンリーの実現により国民負担を軽減し、行政コストを削減する観点から、行政機関間の情報連携の徹底が必要との方向性が示された。

その後、令和5年度「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、国民に対する行政サービスのデジタル化として、マイナンバー制度の利用の推進を目指すとされており、行政の効率性・正確性の向上の観点からワンスオンリーを追求し、住民基本台帳ネットワークシステム及びマイナンバー制度による情報連携など、バックオフィスでの情報連携の仕組みの活用を原則とされている。

こうした中、都道府県の税務事務においては、各種申告書や不動産登記等を起因として課税客体を捕捉し課税しているが、多くの税目では申告書等にマイナンバーの記載が必須とはされていない。このため、上記申告書等を基に別途住民基本台帳ネットワークシステムを用いて公簿情報を照会し、マイナンバーを課税情報に紐づけているが、件数が膨大であることや申告書における記載不備等により紐付け作業に多くの手間と時間を要している。

特に、区市町村と異なり住民基本台帳を保有していない都道府県におけるマイナンバーの紐づけの難しさは、国や各種検討会においても課題として認識されているところである。

課税情報とマイナンバーの紐付けについては、納税通知書の電子化のみならず、更なる納税者の利便性向上や今後の国税・地方税間の連携、そしてその先の税務事務の効率化につなげるためにも確実に対応することが必要である。

なお、課税情報との紐付け後に必要である最新の公簿情報を反映させる仕組みに関して、令和5年度内閣府提案募集においてプッシュ型通知の実現について提案していたが、総務省より「地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、照会件数の上限に係る柔軟な対応について、地方公共団体に説明会を通じ令和6年中に周知する」との対応方針が示されている。

<具体的要求内容>

都道府県における課税情報とマイナンバーの適切な紐付けが円滑に進むよう、申告・捕捉時にマイナンバーがセットで連携される制度など、紐付け作業の効率化に向けた具体的な検討を進めること。

(注) デジタル社会形成基本法(令和3年法律第35号)、デジタル庁設置法(令和3年法律第36号)、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関

する法律（令和3年法律第37号）、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和3年法律第39号）、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）の6本の法律から構成される。

参 考

【令和6年度税制改正大綱（令和5年12月14日自由民主党・公明党）】

第一 令和6年度税制改正の基本的考え方

5. 円滑・適正な納税のための環境整備

(3) 地方税務手続のデジタル化

地方税においても更なるデジタル化に向け、地方税関係通知のうち、固定資産税、自動車税種別割等の納税通知書等について、eLTAX及びマイナポータルの変更・改修スケジュール等を考慮しつつ、納税者等からの求めに応じて、eLTAX及びマイナポータルを活用して電子的に送付する仕組みの導入に向けた取組を進める。

今後、デジタル社会の基盤として個人番号（マイナンバー）を活用することがますます重要になる。このため、課税情報をマイナンバーの紐付けが確実に行われることが必要であることから、地方公共団体において適切かつ速やかな紐付け及び副本登録が確実に行われるよう促すこととし、令和6年度中を目途に地方公共団体における実施状況のフォローアップを行う。

【令和5年度（2023年度）地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ（令和5年11月）】

1. 地方税関係通知のデジタル化

(1) 納税通知書等のデジタル化

・個人の納税者に対しては、納税者のマイナポータルアカウントに対し、納税者からの希望（申請）に応じて、納税通知書等を電子的に送付する。

個人に対する納税通知書等の電子的送付の実装方式については、マイナポータルの活用を前提として、対個人・対法人に係る運用の統一化やシステムの共同化・集約化等の観点から引き続き検討することが必要である。

なお、検討にあたって、納税通知書等には、氏名、住所、税額、課税明細等の機微な情報が含まれることから、納税者等の真正性・実在性の確保のため厳格な認証方法が必要である。そのため、法人はgBizID（プライム）、個人はマイナンバーカードによる認証を前提として、地方団体においても必要となる情報（法人番号・マイナンバー等）の紐付けを進めることが望ましい。

4. 国税・他機関との情報連携等

なお、マイナンバー制度における情報連携において、課税情報は、課税事務

のみならず、年金・福祉・医療などの社会保障分野の事務においても、国・地方を通じ、幅広く活用されることとなる。マイナンバー制度をデジタル社会の基盤として有効に機能させるためにも、課税情報とマイナンバーの適切かつ速やかな紐付けを進めることが重要である。

5 税務システムの庁舎外での活用の推進

(提案要求先 総務省)
(都所管局 主税局)

納税者サービスの向上及び税務行政の効率化を図るため、各自治体が講じるべき適切なセキュリティ対策を示すなど、庁舎外における無線LANによる税務システムのオンライン利用を可能とすること。

<現状・課題>

地方自治体が運用する税務システムは、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」においてマイナンバー利用事務系に位置付けられ、無線LANの利用は禁止と明記されており、各自治体が無線LANの活用にあたり講じるべき適切なセキュリティ対策が示されていない。庁舎外における無線LANによる税務システムのオンライン利用が可能となるようにするためには、閉域モバイル網やシンクライアントの活用など、各自治体が講じるべき具体的なセキュリティ対策が示されることが必要である。

現在、無線LANが利用できないことにより、税務システム内のデータを庁舎外でリアルタイムに活用できておらず、現場での実査を伴う税務調査等においては、事前に税務システムから出力して用意した、紙の調査資料を持ち出して対応に当たっている。その結果、納税者からの想定外の問合せや追加の調査事項が生じた場合、即時対応が困難であり、改めて納税者の日程を確保して対応しなければならず、迅速で柔軟な対応による納税者サービスの向上の妨げとなっている。

また、税務職員側においても、調査先等で作成した紙の資料を帰庁後に税務システムに改めて入力するなど、非効率な作業が生じている。

無線LANによる税務システムのオンライン利用が可能となり、モバイル端末を活用した税務調査等の事務が行えるようになれば、庁舎外から必要な税務情報に随時アクセスし、納税者ニーズや現場で新たに発生した事務に対してきめ細かな対応が可能になるなど、納税者サービスの向上とともに、税務行政の効率化に資することができる。

<具体的要求内容>

納税者サービスの向上及び税務行政の効率化を図るため、各自治体が講じるべき適切なセキュリティ対策を示すなど、庁舎外における無線LANによる税務システムのオンライン利用を可能とすること。

参 考

【「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和4年3月版）」より抜粋】

第3編 地方公共団体における情報セキュリティポリシー（解説）

第2章 情報セキュリティ対策基準（解説）

6. 1 コンピュータ及びネットワークの管理

（解説）

（13）無線LAN及びネットワークの盗聴対策

無線LANを利用する場合は、解読が困難な暗号化及び認証技術を使用し、アクセスポイントへの不正な接続を防御する必要がある。特に、LGWAN接続系で無線LANを利用する場合は、盗聴及びなりすましアクセスポイント（AP）などによる情報漏えいや不正アクセスに対して、認証サーバを利用したWPA2/WPA3エンタープライズによる認証（IEEE802.1X認証）を採用する等、セキュリティ対策を実施しなければならない。遵守すべきセキュリティ要件は、「庁内無線LANのセキュリティ要件について」を参照されたい。なお、マイナンバー利用事務系においては、無線LANは利用しないこととしなければならない。

6. 2 アクセス制御

（解説）

（2）職員等による外部からのアクセス等の制限

外部から庁内ネットワークや情報システムに接続を認める場合は、外部から攻撃を受けるリスクが高くなることから、本人確認手段の確保、通信途上の盗聴を防御するために、原則、安全な通信回線サービスを利用しなければならない。その際、通信する情報の機密性に応じて、ファイル暗号化、通信経路の暗号化、専用回線の利用等の必要な措置を実施することが求められる。

また、接続に当たっては許可制とし、許可は必要最小限の者に限定しなければならない。

職員等がテレワークにより庁内ネットワークや情報システムに接続を認める場合、情報資産の重要性を踏まえて対象となる資産を明確化し、テレワーク等で扱うことができる情報資産やテレワーク実施時の情報セキュリティ対策について規則を整備するとともに、外部からの不正な通信、マルウェアによる情報漏えいを防ぐためにアクセス制御等の技術的対策を行うことが求められる。

また、なりすまし、情報漏えい及び盗難・紛失といったリスク等を踏まえ、取り扱う情報の重要度を勘案しつつ、適切なセキュリティ対策を講じる必要がある。

なお、マイナンバー利用事務系は、住民情報等の特に重要な情報資産が大量に配置されており、情報漏えいリスクが高いこと等を踏まえ、テレワークの対象外としなければならない。